

平成 20 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社エス・エム・エス
代 表 者 名 代表取締役社長 諸 藤 周 平
(コード番号：2175 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役総務部長 阿久根 聡
(連絡先 03-5730-1066)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 20 年 2 月 12 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、平成 20 年 2 月 25 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせ申し上げます。

記

1. 募集株式の払込金額 1 株につき 金 178,500 円
ただし、引受価額（引受人より当社に支払われる金額）が払込金額を下回る場合は、本株式募集を中止するものとする。
2. 仮 条 件 210,000 円から 230,000 円
3. 仮条件の決定理由 仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

1. 募集株式数及び売出株式数

① 募集株式数	普通株式	1,000株
② 売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し 1,100株 オーバーアロットメントによる売出し 上限 300株

2. 需要の申告期間 平成20年2月27日（水曜日）から
平成20年3月4日（火曜日）まで

3. 価格決定日 平成20年3月5日（水曜日）
（発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、
仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で決定します。）

4. 募集・売出期間 平成20年3月6日（木曜日）から
平成20年3月11日（火曜日）まで

5. 払込期日 平成20年3月12日（水曜日）

6. 株券受渡期日 平成20年3月13日（木曜日）

(※) オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、新光証券株式会社が追加的に行う売出しであります。従って、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、新光証券株式会社が当社株主である諸藤周平（以下「貸株人」という。）より借受ける株式であります。これに関連して、新光証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成20年4月10日行使期限として貸株人から付与される予定であります。

また、新光証券株式会社は、平成20年3月13日から平成20年4月10日までの間、貸株人から借受けている株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、新光証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。

また、シンジケートカバー取引期間内におきましても、新光証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。